

消防予第 213 号  
平成 29 年 7 月 12 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

### エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について

標記の件については、「エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について」(平成 28 年 6 月 3 日付け消防予第 186 号)により注意喚起をお願いしているところです。

下記対象製品については、これまでに約 72,000 本が回収されており、近年は事故認知件数も減少傾向となっておりますが、引き続き破裂事故が確認されていることから、各機関におかれましては、下記事項に留意し、継続的に注意喚起をお願いします。(別添 1「エアゾール式簡易消火具の製品事故の状況」参照)

また、破裂事故を覚知した場合は、「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」(平成 22 年 3 月 31 日付け消防予第 156 号 消防危第 50 号)及び「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故に係る情報の消防庁への報告について」(平成 22 年 6 月 7 日付け事務連絡)に基づき、報告をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 対象製品

ヤマトプロテック株式会社製「ヤマトボーイ K T」及び「FMボーイ k」のうち、別添 2 に示す製造ロット番号に該当するもの。

#### 2 不具合について

製造工程上の不具合により当該エアゾール式簡易消火具容器内面の腐食が

進み破裂するもの。

### 3 廃棄処分の方法

当該エアゾール式簡易消火具は、消火薬剤を放射することで、容器内の圧力が下がり破裂の危険が排除されるため、ヤマトプロテック株式会社は別添 2 により消費者自身での薬剤放出及び廃棄処分を依頼している。(ただし、消費者自身で薬剤放出等をできない場合は回収により対応。)

### 4 その他

(1) 広報等に使用するため、別添 2 のパンフレットが必要な場合は、以下の連絡先に必要部数、送付先等を連絡してください。

ヤマトプロテック株式会社 お客様相談窓口 0120-801-084

(2) 当該製品事故は、気温の上昇と共に増加する傾向が見受けられます。

各機関におかれましても、火災予防運動や各種行事の機会をとらえた注意喚起のほか、地域の広報誌、回覧板、ホームページ等への掲載など、引き続き広報活動にご協力いただきますようお願いいたします。

<連絡先>

消防庁予防課予防係 柏原、岡崎

電話：03-5253-7523

E-mail:[k2.okazaki@soumu.go.jp](mailto:k2.okazaki@soumu.go.jp)